

知多市公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について、知多市に対し、意見書を提出することができる。

令和7年7月1日

知多市長 宮 島 壽 男

1 都市計画の種類及び名称

知多都市計画新舞子駅西地区計画

2 都市計画を決定する土地の位置、区域及び面積

新舞子字大瀬の一部、約1.6ha

3 縦覧場所

知多市役所都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月15日(火)まで